

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和三十九年七月十六日
三重県条例第七十五号

改正

昭和四一年一月七日三重県条例第四四号
昭和四五年七月三日三重県条例第二三三号
昭和五一年三月二九日三重県条例第四二二号
昭和五九年三月二九日三重県条例第一七号
昭和六一年六月二七日三重県条例第三七号
平成四年九月三〇日三重県条例第三八号
平成七年七月五日三重県条例第三四号
平成一二年三月二四日三重県条例第二二五号
平成一三年一月二二日三重県条例第一〇二号
平成一七年二月二七日三重県条例第一〇二号
平成一八年六月三十日三重県条例第四八号

昭和四四年一月七日三重県条例第四六号
昭和四七年一月〇日六月三日三重県条例第四四号
昭和五一年一月二日七月三日三重県条例第五八号
昭和五九年一月二日七月三日三重県条例第四二二号
平成元年一月二日七月三日三重県条例第二五号
平成五年一月〇日五月三日三重県条例第二四号
平成一〇年一月二日七月三日三重県条例第二四号
平成一三年一月二日七月三日三重県条例第二四号
平成一七年一月二日七月三日三重県条例第二四号
平成一八年三月二八日三重県条例第四一三三号

風俗営業等取締法施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

題名改正〔昭和五九年条例四二二号〕

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十一年三重県条例第四十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和五九年条例四二二号〕

第二条 削除

削除〔平成元年条例二五号〕

（風俗営業の許可に係る営業制限地域）

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 二 前号に規定するもののほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二

百五号)第一条の五に規定する病院若しくは診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)(第九条において「病院等」という。)、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの(第九条において「特定公園」という。))の敷地から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域(別表第一に掲げる区域を除く。)

都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	七十メートル
	法第二条第一項第八号の営業	五十メートル
	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	百メートル
その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第八号の営業	七十メートル

2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限つて営む法第二条第一項第七号又は第八号の営業及び列車等により常態として移動する風俗営業については、前項の規定は適用しない。

一部改正〔昭和四四年条例四六号・五九年一七号・四二二号・六一年三七号・平成四年三八号・五年二四号・七年三四号・一三年四〇号・一八年四八号〕

(習俗的行事その他の特別な事情のある日時)

第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項の条例で定める地域及び時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

一 一月一日 県内全域において日出時

二 一月二日から同月十日まで及び十二月二十一日から同月三十一日まで 県内全域において午前一時

三 祭礼その他特別の行事の行われる日として三重県公安委員会規則で定める日 同規則で定める地域において同規則で定める時及び

その他の地域であつて次条に掲げる地域に該当する地域において午前一時

全部改正〔平成一〇年条例五五号〕

(午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とする。

追加〔平成一〇年条例五五号〕

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第七号の営業(まあじやん屋を除く。)は、県内全域において、日出時から午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第七号及び第八号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域（同規則で定める地域に該当する地域を除く。）において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

追加（昭和五十九年条例四二号）、一部改正（平成一〇年条例五五号）
 （風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値）

第六条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値	
	昼 間	夜 間
第一種低層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル
第二種低層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル
第一種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル
第二種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル
第一種住居地域	六十デシベル	五十デシベル
第二種住居地域	六十デシベル	五十デシベル
商業地域	六十デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル

2 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。
 追加（昭和五十九年条例四二号）、一部改正（平成七年条例三四号）

（風俗営業者の遵守事項）
 第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所において、店舗型性風俗特殊営業を営まないこと。
- 二 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 三 営業の用に供する家屋又は施設において客を就寝させ、又は宿泊させないこと（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）による旅館業の施設と兼用する場合を除く。）。
- 四 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 五 法第二条第一項第七号の営業を営む者（以下この条において「第七号営業業者」という。）及び同項第八号の営業を営む者は、営業

所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそのめるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 七号営業者（まあじやん屋を除く。次号において同じ。）は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。

七 七号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

一部改正〔昭和五九年条例四二号・平成一〇年五五号〕

（ゲームセンター等の年少者の立入りの規制）

第八条 法第二十二号第五号の条例で定める年齢は十六歳とし、時は午後六時とする。

追加〔昭和五九年条例四二号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

（店舗型性風俗特殊営業の距離制限の基準となる施設）

第九条 法第二十八号第一項の条例で定める施設は、病院等及び特定公園（別表第一に掲げる区域内にあるもの及び当該区域の周囲二百メートルの区域内にあるものを除く。）とする。

追加〔昭和五九年条例四二号〕、一部改正〔平成五年条例二四号・一〇年五五号〕

（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域）

第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域においては、これを営んではならない。

営業の区分		区域又は地域
法第二号第六項第一号の営業及び同項第二号の営業	別表第三に掲げる区域	別表第三に掲げる区域
法第二号第六項第四号の営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第三条第二項各号のいづれかに該当する構造を有する個室を設ける同条第一項第二号に掲げる施設において営む営業に限る。）	別表第四に掲げる区域	別表第四に掲げる区域
法第二号第六項第三号の営業、同項第四号の営業（前項に該当する営業を除く。）及び同項第五号の営業	別表第一に掲げる区域	別表第一に掲げる区域以外の地域

全部改正〔平成一〇年条例五五号〕

（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）

第十一条 法第二号第六項第一号の営業又は同項第二号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二号第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から日出時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

追加〔昭和五九年条例四二号〕、一部改正〔平成一〇年条例五五号〕

（店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域）

第十二条 法第二十八号第五項第一号の条例で定める地域は、第十条の表を適用する。

追加〔平成一〇年条例五五号〕

(無店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域)

第十三条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域とする。

営業の区分	区域又は地域
法第二条第七項第一号の営業	別表第三に掲げる区域
法第二条第七項第二号の営業	別表第一に掲げる区域以外の地域

追加〔平成一〇年条例五五号〕

(受付所営業の距離制限の基準となる施設)

第十四条 法第三十一条の三第二項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条に規定する病院等及び特定公園とする。

追加〔平成一八年条例四一号〕

(受付所営業の禁止地域)

第十五条 受付所営業は、別表第三に掲げる区域においては、これを営んではならない。

追加〔平成一八年条例四一号〕

(受付所営業の営業時間の制限)

第十六条 受付所営業は、県内全域において、深夜これを営んではならない。

追加〔平成一八年条例四一号〕

(映像送信型性風俗特殊営業の広告等の制限地域)

第十七条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、別表第一に掲げる区域以外の地域とする。

追加〔平成一〇年条例五五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(店舗型電話異性紹介営業の距離制限の基準となる施設)

第十八条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条に規定する病院等及び特定公園とする。

追加〔平成一三年条例七五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第十九条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第三に掲げる区域においては、これを営んではならない。
追加〔平成一三年条例七五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第二十条 店舗型電話異性紹介営業は、県内全域において、深夜これを営んではならない。

追加〔平成一三年条例七五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域)

第二十一条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、別表第三に掲げる区域とする。

追加〔平成一三年条例七五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(無店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域)

第二十二条 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、別表第三に掲げる区域とする。

追加〔平成一三年条例七五号〕、一部改正〔平成一八年条例四一号〕

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十三条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域においては、深夜これを営んではならない。

追加〔昭和五九年条例四二号〕、一部改正〔平成七条例三四号・一〇年五五号・一三年七五号、一八年四一号〕

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年八月一日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現に改正前の風俗営業等取締法施行条例(以下「旧条例」という。)第一条に規定する営業の種別による許可を受けている者は、それぞれの業態に応じ、これに対応するこの条例第一条に規定する営業の種別による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により、公安委員会に対してしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の各相当規定により公安委員会に対してした許可の申請その他の手続とみなす。

4 附則第二項の規定によりその営業の種別に変更を生ずることとなつた者は、この条例の施行の日から起算して六十日以内に許可証の書換えを受け、標識を改めなければならない。

5 この条例の施行の際現に存する風俗営業の営業所の構造についてこの条例に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可を受けた者が引き続き当該風俗営業を営んでいる間は、これを増築し、又は改築する場合を除き、当該部分に対しては、当該基準を適用しない。

6 この条例の施行の際現に存する旧条例の規定により作成した従業者名簿は、この条例の規定により作成した従業者名簿とみなす。
(三重県警察関係手数料条例の一部改正)

7 三重県警察関係手数料条例(昭和三十二年三重県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イを次のように改める。

イ 許可（更新の場合を除く。）手数料 千円

附 則（昭和四十一年十月七日三重県条例第四十四号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「昭和三十一年三重県条例第四十九号」を「（昭和三十九年三重県条例第七十五号）」に改める。

附 則（昭和四十四年十月七日三重県条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月三日三重県条例第二十三号）

この条例は、一志郡久居町を市とする処分が効力が生ずる日から施行する。ただし、第十条及び第十二条中「北牟婁郡紀伊長島町」を「北牟婁郡紀伊長島町」に改める部分は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年十月六日三重県条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十二月十七日三重県条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十九日三重県条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公安委員会が受理している風俗営業の許可の申請に係るものについては、改正後の風俗営業等取締法施行条例第十五条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年十二月二十七日三重県条例第四十二号）

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

2 この条例の施行の際現に三重県公安委員会が受理している風俗営業の許可等の申請に係る手数料の納付時期は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十三条第一項の規定にかかわらず、当該許可証等の交付時とする。

附 則（昭和六十一年六月二十七日三重県条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成四年九月三十日三重県条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年十月五日三重県条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月五日三重県条例第三十四号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、（中略）第三条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条第一項第一号、第六条第一項及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十年十二月二十四日三重県条例第五十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第二十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十号）

この条例は、医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十五日三重県条例第七十五号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十三号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第百二号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第四十一号）

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
木津呂野、市紀和町花井、紀和町小川赤木、紀和町小栗須、紀和町大栗船、紀和町小森、内紀和町長	尾鷲市の区域	志摩市の区域	鳥羽市の区域	伊勢市の区域	松阪市の区域	津市の区域	鈴鹿市の区域	亀山市の区域	四日市の区域	いなべ市の区域	桑名市の区域

別表第四（第十条、第十二条関係）

追加〔昭和四一年条例四四号〕、一部改正〔昭和四五年条例二三号・五一年五八号・五九年四二号・平成一〇年五五号・一三年七五号・一七年三三号・一七年一〇二号、一八年四一号〕

備考	郡名伊熊尾志鳥伊松でと交津鈴亀六四い桑 の張賀野鷺摩羽勢阪結市差市鹿山番日な名 区市の市の市の市の市の市の市の市の市の市の 区域区域区域区域区域区域区域区域区域区域区域
別表第一の備考は、この表に準用する。	東部かう 外区域 側線らち のの 区う のの市、 域ち、 区交道大門 諏訪栄町八番、 域差大門十 九番、 を除く。心町及 十二番及び （から二 十三番の 市道線の番 街 中央の 区 乙心街 線を（ 部線を 東市 の東道 大方道 中方大 線四門 心に十 観メ音 を十観 方ト線 東方ト 三ると 十の市 七地道 メ点大 一と門 ト市海 ルド岸 の大地 点観二 地門第 音を号 点を音 直橋線 線線の

備考	二十三	伊賀市の区域	内及び尾のび、紀和町、平谷、紀和町、丸山、紀和町、矢野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十四	名張市の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十五	桑名郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十六	員弁郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十七	三重郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十八	多気郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	十九	伊勢大会郡の区域のうち、同郡度会町（南側千メートル以内の区域を除く。）以外の区域並びに同郡度会南勢線、町勢線、指線の北側のうち、同郡度会町（南側千メートル以内の区域を除く。）以外の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	二十	北牟婁郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川
	二十一	南牟婁郡の区域	熊野、野、立公園、紀和町、湯ノ口、紀和町、楊枝、紀和町、楊枝、川

備考 別表第一の備考は、この表に準用する。
 追加〔昭和四七年条例四四号〕、一部改正〔昭和五九年条例四二号・平成一〇年五五号・十七年三三三号・一七年一〇二号〕